

「共棲」

「名不正，則言不順；言不順，則事不成；
事不成，則禮樂不興；禮樂不興，則刑罰不中；
刑罰不中，則民無所措手足。
故君子名之必可言也，言之必可行也。
君子於其言，無所苟而已矣。」

——孔子

目次

- 1-1 社会認識
- 1-2 理想社会像と問題意識
- 2-1 現状分析 人口大移動時代
- 2-2 現状分析 在日外国人の定義
- 2-2 現状分析 在日外国人の数と推移
- 2-3 現状分析 在日外国人への差別と人権侵害
 - 経済格差
 - 人権侵害に関して
- 2-4 現状分析 外国人の日本への影響
- 3-1 原因分析 言語の壁
- 3-2 原因分析 心の壁
- 3-3 原因分析 制度の壁
- 4-1 政策 制度改革
 - 現行在留制度緩和
 - 外国人保護法
- 4-2 政策 外国人人権保護のための組織作り
- 4-3 政策 言語教育の充実
- 4-4 政策 意識喚起

1-1 社会認識

現代はグローバル化社会である。グローバル化とは、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により資本、人、物、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野ボーダーレス化している現象である。

本研究はグローバル社会における国境を越えて移動する”人”に注目し、即ち移民、難民、出稼ぎ労働者、留学生、研修生などが直面している様々な問題を解析する。

2014年における国際人口移動者数は2.4億人に達し、世界人口の3.2%を占めるに至った。特に、先進諸国の多くはその移動の目的地とされ、人口で相当の割合を占めるようになり続けている。グローバル時代は人口移動の時代とも言える。

このように、多様化している社会背景のもとで、多様性が競争力と適応力の源になった。多様な政治的、文化的背景そして価値観と能力を持つ外国人の活躍によって、国、地方、企業の競争力が高まると考える。そして、1976年で発効した《国際人権規約》に基づいて、国籍を問わず、国、地方と企業は外国人の基本的な人権を保障する義務があるのも普遍的な認識になった。

一方、時代に逆行するように、外国人の流入に対しての反発も顕在化している。代表的なのは2016年のアメリカ合衆国の大統領選挙で、共和党候補者のトランプ氏の言論と、移民難民問題を争点とされたイギリスのEU離脱。流入した外国人は文化摩擦、治安懸念、雇用問題などの社会問題の根源とされた、ナショナリズムとレイシズムの台頭が著しくなった。

異文化に置かれた多くの外国人は心理上と制度上の不平等を受けている。それを解決するため、政府の外国人政策においては主に二つの種類がある、それは孤立 (isolation) と同化 (assimilation) という二種類です。つまり、当該コミュニティから隔離することと溶け込ませると言う二種類である。何れも、外国人問題の根本的な解決には至らなかった、代表的なのは、イギリスとフランスの外国人政策であり、前者は孤立政策と取り後者は同化政策を徹底した結果、それぞれ違う形の社会問題として現形した。2005年のロンドン同時爆破テロと2015年のパリ同時多発テロの要因とも見られる。

そして、近年、日本政府が、少子高齢化に伴って激減する労働力人口の穴埋め策として、移民の大量受け入れの本格的な検討に入った。いずれ、移民政策を真剣に検討する時代が来るだろう。しかし、日本は歴史上大量の国人の流入の経験がなく、それに対応する経験も乏しい。今までの移民政策は主に戦後制定された外国人登録法に基づいたもので、2012年で廃止され、出入国管理及び難民認定法に改定された、外国人を管理するための法律であり、外国人人権を保護するための法令ではない。今年、ヘイトスピーチ禁止法が成立したが、強制力を持っていない。在日外国人は教育、就職での不平等な待遇やヘイトスピーチなど様々な人権侵害にあっている。社会全体の国人人権侵害問題への関心も低い。

1-2 理想社会像と問題意識

私の理想社会像は「自己実現を可能にする社会」である。

ここで自己実現とは、個人が努力を通じて自らの個性に適した目標を達成する事である。自己実現には、自己発見と自己尊重、そして努力基盤の整備という三つの条件が必要となる。自己発見とは、自らの個性を認識する事、これによって、自分の個性に適した目標作りが可能になる。自己尊重とは、自らが自らの個性を継続的に肯定する事である。そのため、他者から自らの個性を尊重される事によって、自己尊重の継続性が担保され、目標達成に向けた努力の意欲が持ち続けられる。自己発見と自己尊重には、多様性を持つ他人との継続的且つ平等的なコミュニケーション

が必要となる。そして、その基盤となるのは基本的人権の保障と努力基盤の担保である。

ここで、私の問題意識は「在日外国人の不遇」である。日本において外国人は、日本語教育支援が不十分であるため、日本人とのコミュニケーションが困難な状況にあり、自己発見ができない、努力基盤が整備されているとも言えない。また、外国人差別や人権侵害、個性が尊重されている状態とは言えない。従って、異文化の中での自己発見ができず、個性に合わせた目標作りができない。その上、自己尊重も困難であり、目標達成に向けた努力の意欲も失っている。そして、心理上と制度上の差別にあつて基本的人権が保証されていない。結果、自己実現が可能とは言えない。故に、私の問題意識は「在日外国人の不遇」である。

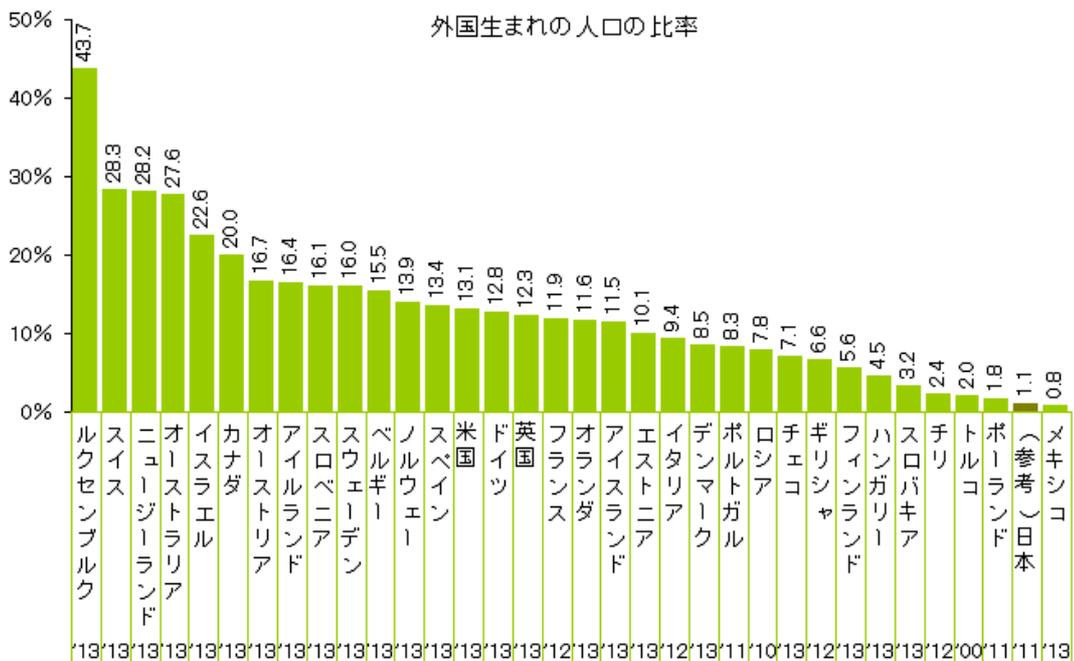
2-1 現状分析 人口大移動時代

古来、人類の移動手段は技術力によって制限されて、産業革命以降、蒸気機関車、飛行機などの発明によって、短期間での長距離移動が可能となった。16世紀、マゼランの艦隊が3年以上を掛けて成し遂げた世界一周の旅は今30時間以内で完成できるようになった。移動が容易化した結果、人類文明は未曾有の人口大移動時代に突入した。

人口移動の原理は、危険なところ安全なところへ、資源が乏しいところより資源が集中しているところへ、つまり、人々は幸せを追求するため移動する。結果、戦地から逃げ出し、発展途中国から先進国に移動するのは全体的の流れである。現在、多くの欧米先進諸国では外国生まれの人口は総人口の約一割を占めるようになった。外国人二世三世も含めると、より高い数値になると予想する。

OECD諸国の外国生まれの人口の比率は以下の図1通り。

OECD諸国の移民人口比率



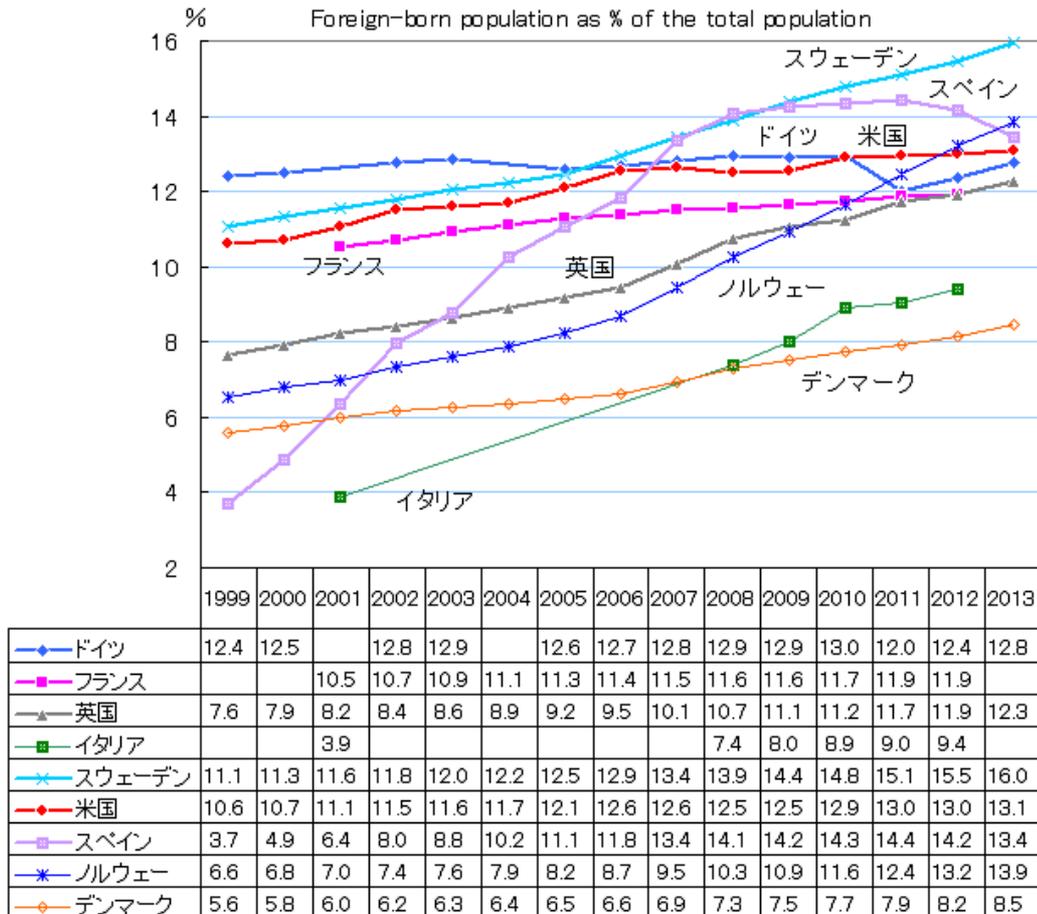
(注) OECD諸国以外にロシアの値を含む。国名の下に数字は年次。

(資料) OECD International Migration Outlook 2015(トルコは2013)、日本は国立社会保障・人口問題研究所「第7回人口移動調査」(対象世帯数15,449、有効回収率73.5%(11,353世帯))

そして、図2が示しているように、21世紀以降、先進諸国では、外国生まれの人口割合は年々増加している傾向がある、人口移動の活発はグローバル社会の象徴とも言える。

主要国の移民人口比率の推移

図2



(注) 外国生まれの人口の比率

(資料) OECD, International Migration Outlook 2015 (2001年以前のデータは同2010~2014版)

2-2 現状分析 在日外国人の定義

日本は先進国の一員でありながら、その地理、歴史、文化によって、外国人を大量に受け入れる経験がなく、対応する経験も乏しい。

まず地理上日本はアジア最東の島国であり、そのため、人口移動は相対的に困難である。そのため、歴史上、日本社会は閉鎖的な環境とも言える。江戸時代の二百年を超えた鎖国政策を終え、明治維新と戦争に渡って、初めて外人招致に力を入れたのは90年代バブル崩壊後の事でした。慢性的労働力不足の穴埋めと為、外国人労働力の招致に力を入れ始めた。

現存の外国人受け入れ制度は、2009年(平成21年)の通常国会において、「出

入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の外国人の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決成立し、同年7月15日に公布された。この改正法では、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入を始めた、所謂入管法である。この法律も基づいて、日本国籍を有しない人を「外国人」として定義している。つまり、在日外国人は日本国で滞在している日本国籍を有しない人の総称である。

2-3 現状分析 在日外国人の数と推移

図3が90年代後の在日外国人の数の推移を表しています、図1と2と比べてみると、日本の外国人人口は先進諸国を同じ、増やしている傾向があるが、総人口で占めている割合が2.3%（図1では二世三世などを含めていないため、1.1%でした）で、圧倒的に少ないことが分かる。

図3 在留外国人（登録外国人）の数の推移

在留外国人（登録外国人）数の推移（毎年末現在）

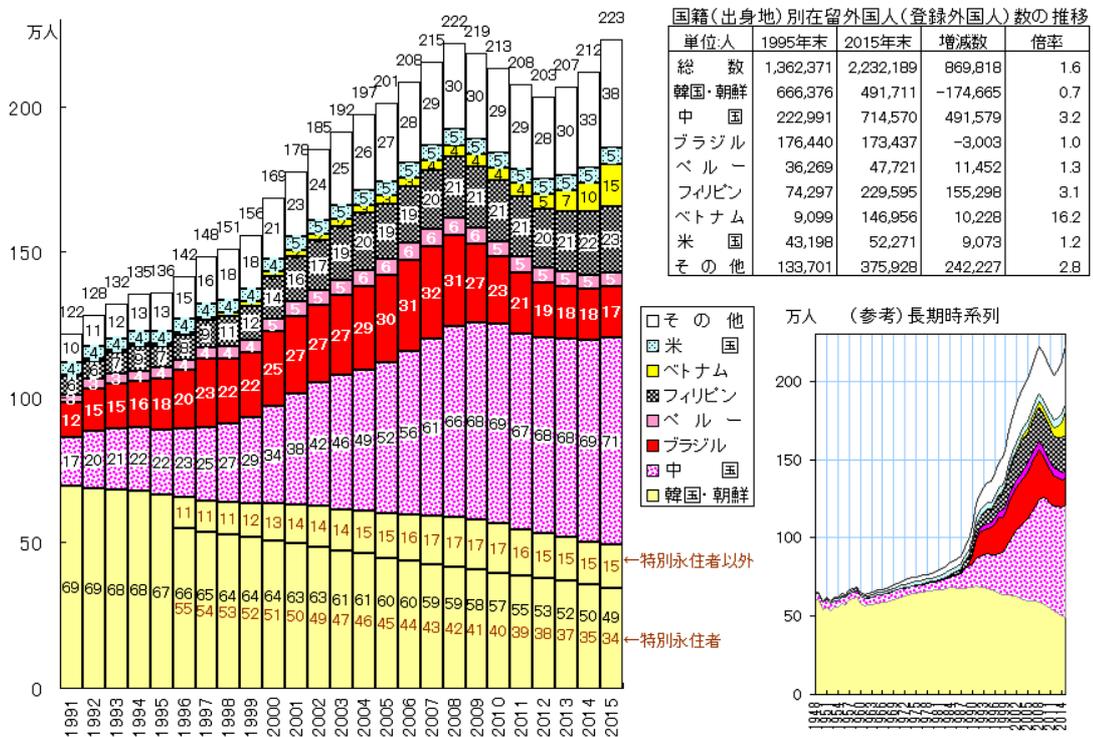


図3

(注) 中国には台湾を含む
(資料) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

出典：法務省「在留外国人統計」

図3では、在日外国人を国籍と出身地別の人口推移を表したもので、その中、在日朝鮮、韓国人、と日系ブラジル人が特別な性質を持っている。

日系ブラジル人とはブラジルに移民として渡航した日本人とその子孫である。ブラジルは世界最大の日系人居住地であり、1908年（明治41年）以降の約100年間で13万人の日本人がブラジルに移住した。約160万人の日系人が住むといわれている。しかしながら、二十世紀末から在ブラジル日本人、日系ブラジル人が大量に日本に永住帰国あるいは移住した。ブラジルにおける日系人は日本への流出、旧移民の死去、混血による希薄化などで減少の一途をたどり、1970年代に移民船による集

団移民が終わったことを受けて日本国籍を有する一世は希少である。

在日朝鮮、韓国人とは、第二次世界大戦とその前、当時の朝鮮に対しての併合政策に基づき、徴用労務者として日本に渡航した、あるいは朝鮮戦争の戦火から逃れるため日本に密航した朝鮮人、韓国人とその子孫の総称である。しかし、1947年5月の外国人登録令で、朝鮮人は、未だ日本国民ではあったが、外国人の入国について定める同令との関係では外国人とみなされるようになる。その後1952年のサンフランシスコ講和条約発効と併せ、外国人登録法が施行され、朝鮮人たちは日本国籍を有しないこととされた。そして、1993年特別永住者政策が確立され、在日朝鮮人、韓国人の日本での地位が定められた。

日系ブラジル人と在日朝鮮、韓国人は長期に渡って、外国人 인권侵害の被害者として注目されている。

韓国・朝鮮人でも特別永住者以外は増加している。韓国・朝鮮人特別永住者は1996年末の55万人から2011年末の39万人へと16万人の減であるが、特別永住者以外は同時期に11万人から16万人へと5万人の増である。ただその後は特別永住者以外も増えてはいない。

図3が示しているように、2009年末にはリーマンショック後の製造業不況、そして2011年3月11日の東日本大震災とそれに伴う原発災害への恐慌心理により在日外国人が20万人近く急減した。それ以外全体的の流れは右肩上の増加傾向が見える。

その後、4年連続の減少の後、2013年末からは、再度、増加傾向に転じ、2015年末には過去最多を更新した。

長期的には、1980年代後半からの増勢が目立っている。それまでの在日韓国・朝鮮人が60万人でほぼ一定という状況から、1980年代後半以降、中国人、ブラジル人、フィリピン人、ベトナム人など多国籍化が進むという変化が顕著である。特別永住者が多数を占める韓国、朝鮮人は従来外国人のほとんどを占めていたが近年は高齢化とともに減少を続けている。他方、中国人、フィリピン人、ベトナム人が20年間で大きく増加している。増加数規模では中国人の増加が同期間に49.2万人増と全体の増加数87.0万人の57%を占めており特に目立っている。ブラジル人、ペルー人は日系人として製造業の働き手として一時期多く流入したが、リーマンショック以降、減少傾向が続いている。それに代わって、最近では、留学や技能研修で滞在するベトナム人やネパール人などの増加が目立っている。

このようなグローバル化とボーダーレス化社会背景の中、日本国も増加している外国人の対応を真剣に向き合わなければならない。

2-3 在日外国人への差別と人権侵害

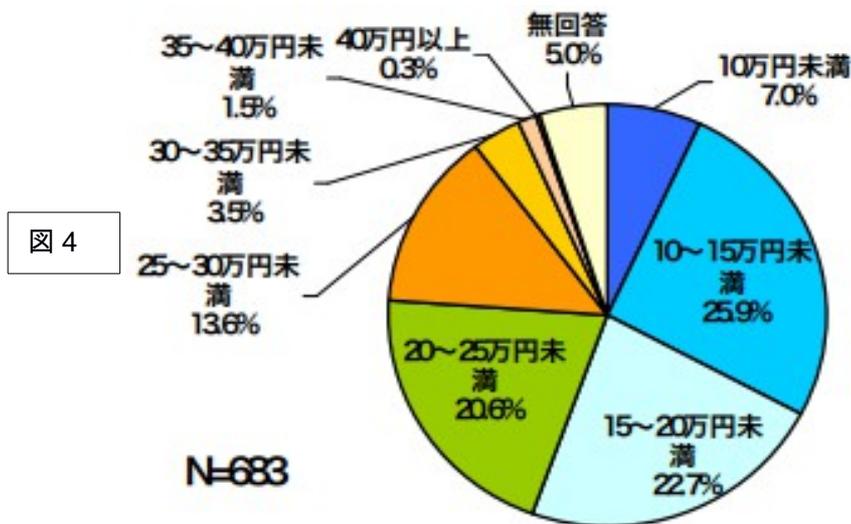
経済格差

国勢調査では国籍別人口について産業別就業者数、失業者数を集計している。そこで、在日外国人の失業率が日本人よりかかるに高いことが分かる。2010年度国勢調査によると、日本の完全失業者が労働力人口に占める失業者比率が6.5%であるのに対し、韓国・朝鮮籍11.3%、中国籍6.5%、フィリピン国籍9%、タイ国籍9.6%、ブラジル国籍9.7%、ペルー国籍11.2%に上っている。特に、子育て世代と言える20代後半～50代の失業率は10%前後に上る国籍もあり、経済的に厳しい状況に置かれている。母親が外国籍である母子家庭に限ってみると、日本国籍のシングルマザー失業率が7.8%であるのに対し、韓国・朝鮮籍14%、中国籍18.3%、フィリピン国籍13.3%、タイ国籍14.8%、ブラジル、ペルーはそれぞれ13.5%、10.3%とより深刻な経済状況にあることがわかる。

出典：NPO 法人青少年自立援助センター

そして、在日外国人の平均収入も日本人より低い。

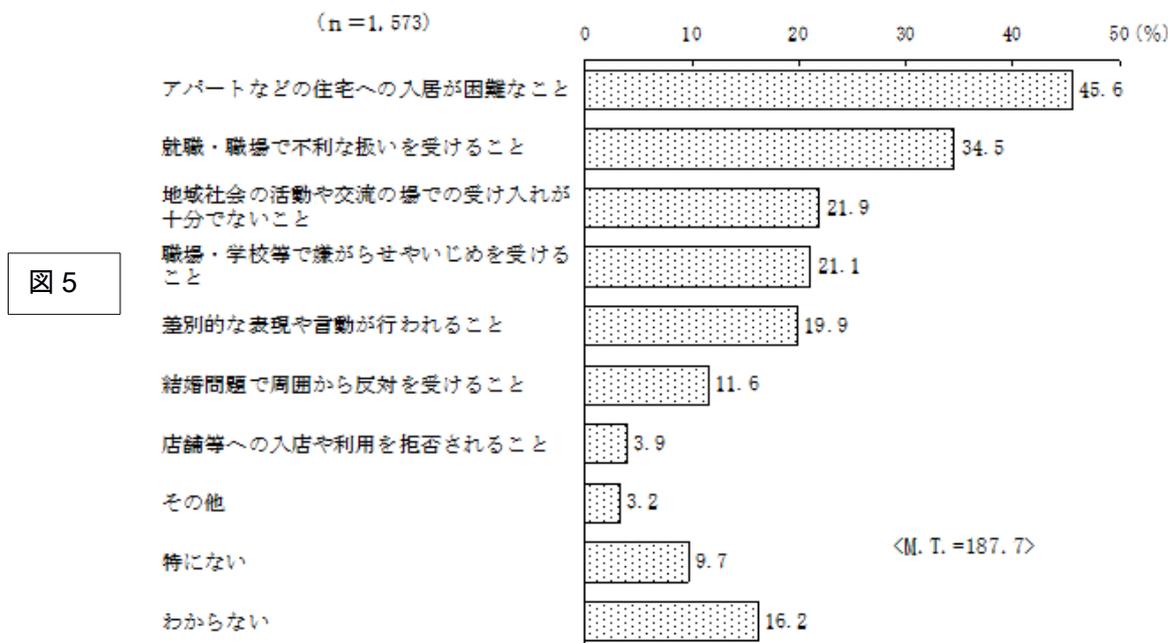
図4 在日外国人労働者の平均収入に関する調査



出典：外国人就労者生活実態調査結果 ブラジル人就労者研究会

図5で示しているように、在日外国人労働者の内の80%以上が、日本人労働者の平均賃金の30万円より低い賃金で働いている。そして、半分近くが最低賃金レベルの報酬しかない。激しい収入格差に置かれている状況が分かる。

人権侵害に関して



出典：東京都 報道発表資料 [2014年4月掲載]

図5が示している通り、東京都の意識調査によると、8割近くの外国人は何らかの人権侵害を感じている、代表的なのは住宅の入居拒否と就職、職場での差別である。

筆者自身も住居探しの際、外国人である理由で何度も断られた経験がある。FWでも韓国大使館周辺毎日のように韓国人を日本から追い出すデモが行っている、新大久保でも数回見かけたことがある。

そして、より深刻な人権侵害も多数存在している。

愛知県のある自動車工場では、定住者のブラジル人のタイムカードだけ、名前でなく番号で書いている。経営者によると、ブラジル人の名前は日本人にとって、書きにくく覚え辛いからである。そこで、彼らは名前まで奪われ、人格も否定されました。

岐阜県のある縫製会社では、中国人研修生に、このような誓約書が渡された。“無条件で会社の規則、制度に従う。いかなる動機によっても、ストライキや揉め事を起こさない。同居、結婚、妊娠を引き起こす行為をしない。”人権のあらゆる面で踏み躪って、人間性を捨て、働くだけの口ポットになれ、と命じているような契約であろう。

2008年、山梨事件と言われ、5人の技能実習生が労働組合に参加しただけの理由で経営者に解雇された。その後、強制送還を命じられ、空港に連行される前夜で、宿舎で監禁された。その中の一人が、三階から飛び降り、骨折した足を引きずって、数時間歩いて助けを求めた。翌年、山梨県警は、経営者を人身傷害の容疑で書類送検した。

外国人労働者の中でも非常に人権侵害にさらされやすいのは研修生と技能実習生である。技能実習制度とは、「日本で開発され培われた技能、技術、知識の開発途上国への移転を図り、当該開発途上国などの経済発展を担う「ひとづくり」に寄与することを目的とする」と定められている。（「外国人技能実習制度」のあらまし公益財団法人国際研修協力機構により）。つまり、開発途上国には経済発展、産業振興の担い手となる人材の育成を行うため、先進国の技術、知識、技能、ノウハウを習得させるニーズがあり、日本はそのニーズに応えるため、諸外国の労働者を一定の期間で、産業界に受け入れ、技能などを伝授するための制度とされている。建前では、日本から途上国への技術支援する制度である。しかし、その実態は、日本人が就きたがらない労働分野、いわゆる3K業界（キツイ、キタナイ、キケン）の補完として機能されている。その中、農業、漁業などの第一産業も含めている。日本政府は一貫として、外国人労働者を第一産業に就くことに禁じている（2-2の在留資格より）と言う建前を維持しているが、その抜け道として技能実習制度の活用を容認している。

その上、技能実習生、研修生たちの多くは最低賃金基準よりはるかに低い賃金で働かされ、月給は五万円、休日も一ヶ月一日のみ、毎日16時間働かせる一方残業時給は僅か250円以下の事例も少なくない。多くの地域で経営者が技能実習生のパスポート、通帳、印鑑を押さえ、パソコンと携帯の使用を禁じるのは暗黙のルールである。これは一種の逃亡防止手段とも言われている。にもかかわらず、あまりの待遇のひどさから逃れるため、去年の技能実習生の逃亡数は過去最高を記録し、6000人に達した。このように、彼らは、深刻な人権侵害にあっている。

厚生労働省は今年16日、2015年に労働基準監督署などが外国人技能実習生を受け入れた事業所5173カ所を調査し、7割に当たる3695カ所で労働基準法や労働安全衛生法などの違反を確認したと発表した。調査の集計を開始した03年以降で最も多く、前年比24.1%も急増した。

外国人実習生を雇用する事業所は全国に約3万5000カ所あり、同省は一部を対象に立ち入り調査を実施して結果を公表している。安価な労働力として使える外国人実習生のニーズは人手不足の中で一段と高まっており、国内労働法制にうとい外国人の弱みにつけこんだ悪質な雇用実態がうかがえる。

違反内容を見ると、労使協定を超える時間外労働を強いるといった労働時間関係が 1169 力所、安全措置が講じられていない機械を使用させるなど安全基準関係が 1076 力所、残業代の不払い・減額が 774 力所あった。

制度に対し国際からの批判も多く見られる、アメリカ国務省の人権白書では、毎年のように日本の技能実習制度が挙げられ、現代の奴隷制度や 21 世紀の人身売買とされている。

2-4 外国人の日本への影響

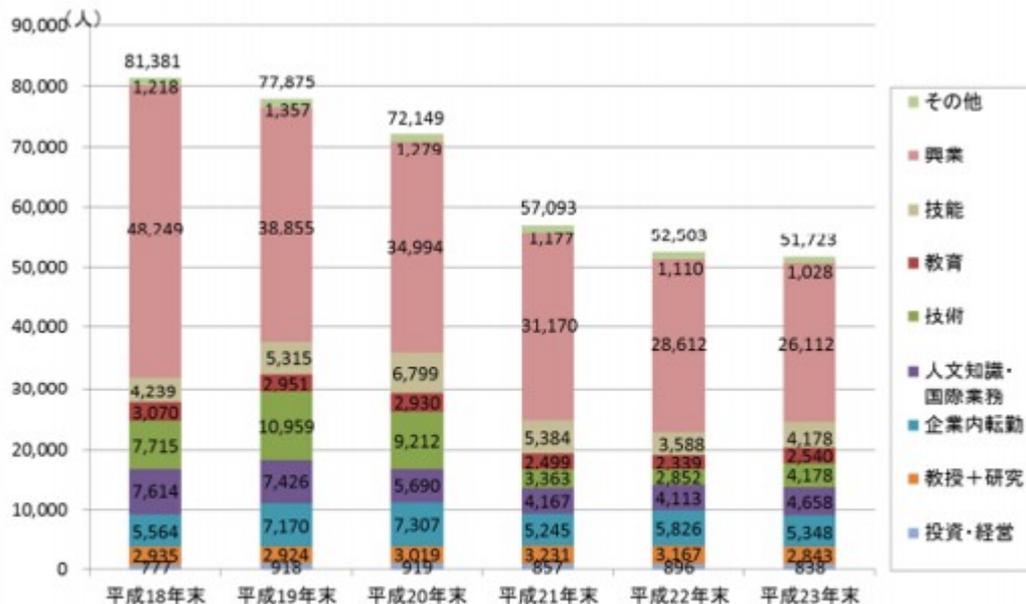
外国人への差別は在日外国人だけではなく、日本にも大きく害をもたらしている。

高度人材

社会認識で述べた通り、多様化している社会背景において、多様な人材の誘致は国家、自治体、企業にとって競争力の源と言える。しかし、図 6-1 から見ると、日本で就労する外国人高度人材は平成 18 年から右肩下がり、8 万人から 5 万人へ減少した。働き先と暮らし先として日本が外国人高度人材に対しての魅力が下がっていることが分かる。

一方、グローバル化と多様化が進んでいる社会背景のもとで、企業の外国人高度人材に対するニーズが高まり続けている。図 6-2 の日本総合研究所平成 25 年で行った企業アンケート示しているように。

図 6-1 日本で就労する高度人材の人数の推移

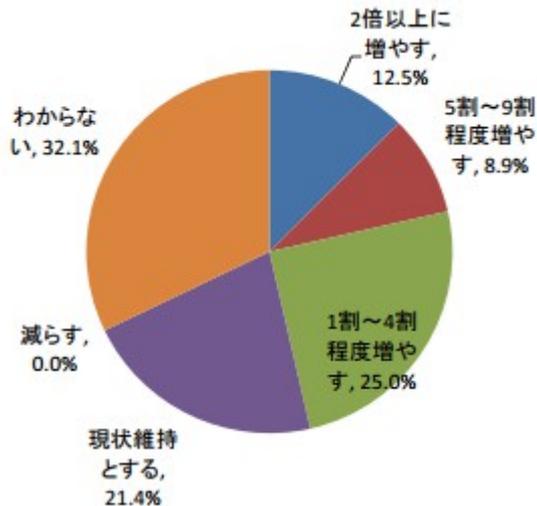


(注)「その他」は、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療の在留資格の合計
(資料) 法務省「出入国管理統計」より作成

出典：日本総合研究所

図 6-2 今後 5 年の外国人採用数【企業アンケート】

図 6-2



出典：日本総合研究所

不足している労働力

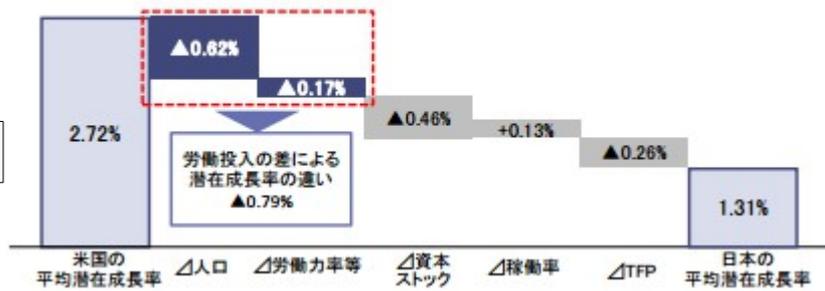
そして、高度人材だけではなく、慢性的不足している労働力を補う面でも外国人労働者を優遇し、積極的招致は必要不可欠と考える。

国立社会保障・人口問題研究所の試算によれば、日本の人口は 2008 年をピークに減少の一途を辿り、2060 年の人口規模は 80 百万人台まで縮小する見通しである。それに伴い労働力人口も 2010 年時点の 66 百万人から 2020 年に 63 百万人、2030 年には 59 百万人まで減少する上、年齢構成は 30 代中心から 50 代中心にシフトしていくことが予想されており、日本にとって労働力の減少は避けて通れない問題となっている。経済的側面から見ると、こうした労働力の減少は日本経済の停滞、即ち GDP 成長率の低下に直結する。

そして、外国人材活用による経済効果に関しては、まず、先進各国の中でも全就業者に占める外国人材の割合が高いアメリカと日本の GDP 成長率の推移を比較してみる。図 8 で示しているように、日本とアメリカの過去 20 年間の平均潜在成長率を比較し、要素別に分解すると、両者の差を生み出している最大の要因は労働投入量の差であることが分かる。そこで、図 8 に合わせて、両国の労働力人口を見ると、日本では横ばいから微減で推移してきたのに対し、米国では拡大基調が続いてきた。この背景には婚外子比率や初婚年齢の差を始め様々な文化、環境の違いがあるものと考えられるが、そうした国内要因に基づく人口の増減に加えて、労働力人口の拡大基調に大きく影響しているのは外国人材の流入であると推察される。従って、少子高齢化に陥る多くの先進国の経済発展にとって外国人へより優遇な政策は必要不可欠と考える。

図 7 過去 20 年の平均潜在成長率の日米比較

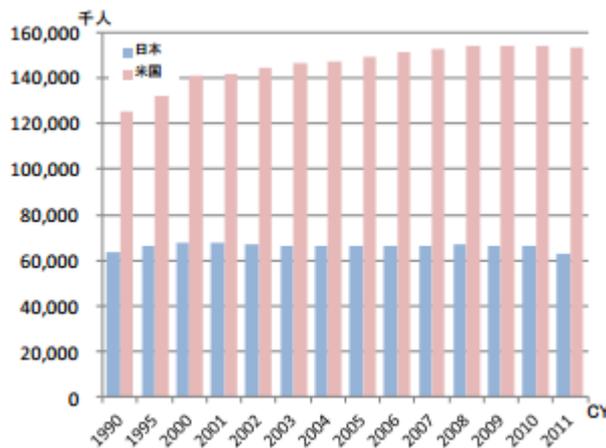
図 7



出典：みずほ銀行産業調査部

図 8 日米労働人口の推移

図 8



出典：みずほ銀行産業調査部

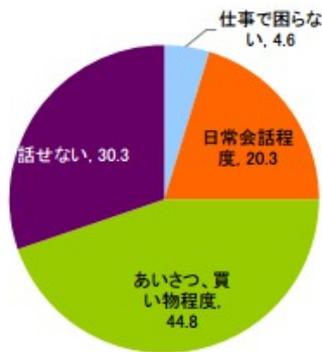
よって、外国人への人権侵害は日本の経済発展を妨げていることが分かる。

3-1 原因分析 言語の壁

外国人が日本で人権侵害にあわれている要因の一つは言語力の不足と考えられる。

日本人とのコミュニケーションに困難を感じている在日外国人は多数存在している。法務省によると日本で暮らしている外国人約7割が日本語を使えず、日本人との交流が困難である。つまり、在日外国人223万人のうち当たる156万人が日本語を話せない。その上、新宿区のアンケート調査によると、在日外国人のうち7割の人達が、言語を理由に日本人とコミュニケーションを取ることができていないと述べている。

第4-8図 日本語の会話能力 (N=413)



第4-9図 日本語の筆記能力 (N=411)

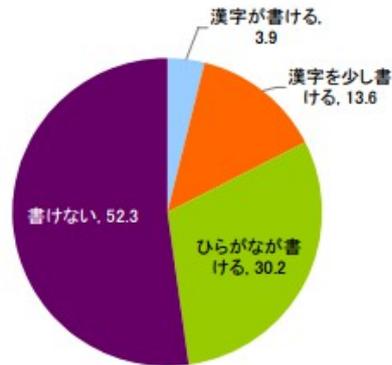
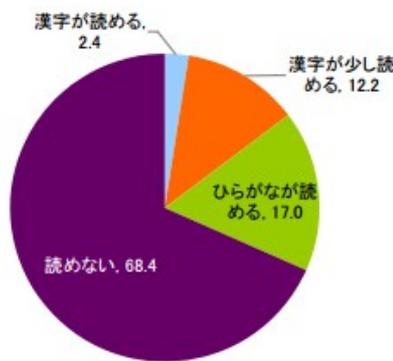


図9

第4-10図 日本語の読解能力 (N=411)



出典：労働政策研修研究機構

図9は労働政策研修研究機構が在日外国人の日本語能力を会話、筆記、読解三つお側面から調査した結果を示した。大半の在日外国人は日本で力を発揮する為の日本語力を持っていないのが分かる。

品川の入国管理局で行ったFWで、多く外国人は言語が不自由でだけではなく、労災保険や国民健康保険などの制度も知らず、トラブルにあった際の自分お権利を守る方法を知っていない事実を気づいた。そして、一橋大学の研究によると、外国人は言語力が高いほど、不利益を感じる傾向が見える。在日外国人の日本語力の低下の主要因は日本語教育制度の不備と考える。

在日外国人、特に、就労を目的に、家族関係で来日した定住外国人の日本語教育、学習の状況を見ると、学習を支援、促進する体制が整備されているとはいえない。

文化庁の調査により、国内の日本語教育機関（国際交流協会や任意団体による教室も含まれる）で学ぶ人々は167,594人（2010年）である。しかし、このうちの約10万人は留学生として大学や日本語学校等に属している人であり、それ以外に、いわゆるビジネス関係者等、日本語を学ぶ機会が比較的確保しやすい人々が1万人はいるであろうことを想定すると、就労、家族を目的に来日した人々で日本語学習機会を活用できている人は6万人しか想定される。また、彼らが日本語を学ぶ場合は、地域のボランティア活動で、週に1回2時間程度の無料の教室であり、日本で生活するに足る日本語、社会の一員として活躍するために必要となる日本語を身に付けるには、かなりの期間を要することとなる。また、そういった教室で日本語学習支援を行う人々は、立場、資格、報酬の有無などさまざまであり、教育、学習の責任を必ずしも負うわけではなく、教育成果に関して評価の対象とはならない。

国立国語研究所の調査によると、日本語学習にかかわる悩み・不安も尋ねている

が、悩みがあると答えた人（全体の72%）たちが抱える問題は、母語で学べる学校・教室がない（27.3%）、都合のいい場所や時間に学校、教室がない（26.1%）、勉強に充てる時間がない（26.0%）、満足できる授業内容を提供する学校・教室がない（20.5%）が主なものであった。これらは、各地の日本語教室がボランティアによって支えられていることの限界でもあり、また、定住外国人の生活実態を映し出しているともいえる。そして、これらの問題のいくつかは、学習者の置かれた状況を理解したうえで、学習環境を整えることによって解決が可能である。そのためには、これまでのように、ボランティアの善意なくしては成り立たない方法や、自治体レベルの取り組みにとどまることなく、国のレベルで、日本語教育の体制を整えていく必要がある。

図 10 各先進国の言語教育の比較

	日本	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア	韓国
公的な学習制度の有無	無	有	有	有	有	有
制度の財政負担者 (例：国、州、市町村)	—	国	国	国	州	市町村
個人負担の有無	—	有 (一部個人負担)	無	無 (5年間)	無	無 (教材費は個人負担)
運営主体 (例：学校、公民館等の公共施設)	—	国民学校、 民間語学学校、 教会、 NPOなど	各学校	大学やNGO	公立の 専門学校、 民間語学学校、 公民館など	大学、NGO、 福祉法人など
言語学習レベルの設定	—	初級～中級 4レベルまで (6レベル中)	初級 2レベルまで (6レベル中)	初級～中上級 8レベルまで (12レベル中)	初級～中上級	基礎～中級
標準的な勉強時間 (制度の上限時間)	—	600時間 (730時間)	400時間	無制限	510時間	36時間
市民教育 (国の概要、社会慣習等) オリエンテーション	—	45時間 (2012年からは 60時間)	1日	1～4週間 (自治体によって 異なる)	情報提供	有 (プログラムによって 異なる)
講師としての 要件・資格の有無 (質の高い教育の確保)	—	有 統合コース規定	有	有 Canadian Language Benchmarks 2000	有	一部有
子どもの 学校編入準備コース の提供	—	有 1年生～10年生	有 小学校～高校	有 (ESL)	有	一部有
子どもの補習校 (母語での補講クラス) の有無	無 (自治体によっては有)	有	有	有	有	有
民間団体、企業、 ボランティアの役割	主	補足的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割	補足的役割
外国人学校(母語教育)への 財政的支援の有無	無	有 代替学校	無	無	有	無 (教材費は個人負担)
外国人学校(母語教育)で 義務教育を受けることが 可能か(単位の互換性)	不可	可	不可	不可	可	不可

出典：海外における在住外国人言語学習制度

図 10

図 1 1 日本語教育機関形態

設置形態別	機関数	回答機関数	回答率
学校法人・準学校法人	108 31.3%	92 29.8%	85.2%
財団法人・社団法人・宗教法人・ 独立行政法人	21 6.1%	21 6.8%	100.0%
株式会社・有限会社	193 55.9%	175 56.6%	90.7%
任意団体・個人・ 合資会社・特定非営利活動法人	23 6.7%	21 6.8%	91.3%
計	345	309	89.6%

出典：平成 27 年度 日本語教育機関実態調査

図 1 0 の諸外国の言語教育制度と比べてみると、その中、日本だけが公的な学習制度を持たず、その費用は個人負担となっている。図 11 で示しているように、運営主体も営利目的の民間会社となっている。そのため、対象は、主に在日外国人の中の 6 % にすぎない留学生が想定されている、その教育システムも他の在日外国人向けのものではない。その上、FW で日本語学校を調査した結果によると、その学費も高く、一学期の学費は 30 万から 50 万にも登り、最低賃金程度の収入しかない多くの外国人労働者 (2-3 図 4 参照) にとって、非常に大きな負担であることがわかる。そして、本来言語教育の中、市民教育の部分も系統的に行うべきである、そこで国に文化、慣習、法律、自分の權益を守る方法などを教える場でもあるが、日本の言語教育の中では市民教育の項目を設けていない。そのため、多くの外国人は自分の權益を守る術を持っていない。

よって、在日外国人にとっての努力基盤である日本語教育制度の不備が彼らの日本語力の低下の主要因である考えられる。このように、在日外国人は日本社会における他人とのコミュニケーションが成り立っていないのが多く、日本での自己発見が困難といえる。そして、言語が不自由のため、自分の權益を守ることも難しい。

3-2 原因分析 心の壁

第一生命保険は2012年全国の20-69歳までの日本人の在日外国人に対しての意識調査を行い、肯定的と否定的両方からの意見をまとめて、その結果は図12と図13で示している。否定的意見の中、スラム化と犯罪の増加、そして低賃金化と職業の階層化への懸念が著しい。

まず、治安懸念に関しては、日本でネットに流布する「外国人がいなければ日本の刑務所はガラガラ」という話もあった。実際、警察庁のデータによると、平成26年に在日外国人が検挙されたのは全体の2.1%。来日外国人は3.5%。合計で5.4%。そして日本人は94.6%となる。在日外国人の全人口に占めている割合の2.2%から見ると、日本人より犯罪率が高いとは言えない。

「もし在日朝鮮人の人口の男女比率が日本人と同じであり年齢分布が日本人と同じであり、職業分布が同じであるならば・・・それやこれやの犯罪率の係数をかけあわせて、パチパチと算盤をはじくと、在日朝鮮人と日本人の犯罪発生率はほぼかわらず、したがって朝鮮人がその民族的資質において犯罪的であるわけではない。」

— 『あらゆる犯罪は革命的である』平岡正明

つまり、社会心理学で言う「人類は同じ環境におなじ状態におかれたら、おなじ割合で犯罪をやるだろう」、と結論付けることができる。よって、外国人が犯罪をもたらすのは一種の差別偏見とも言える。このような偏見は多数存在している。

Q. 外国人労働者に関する4つの肯定的意見についてどう思うか？

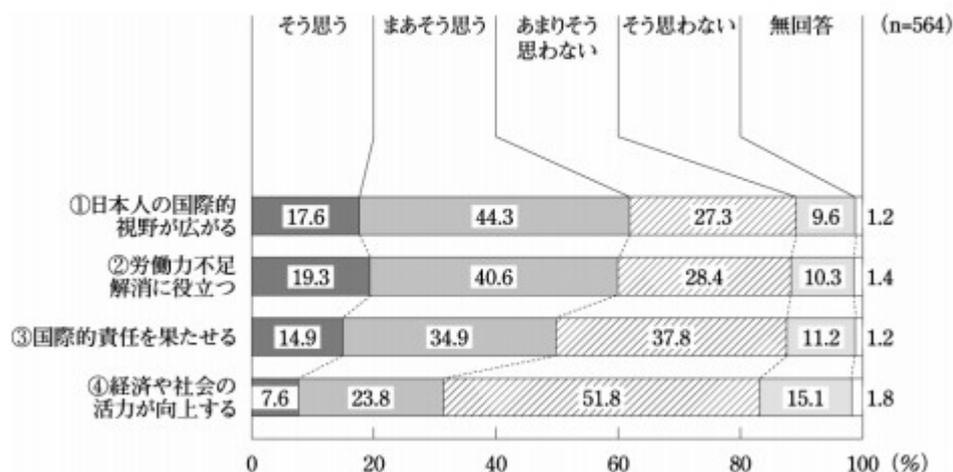
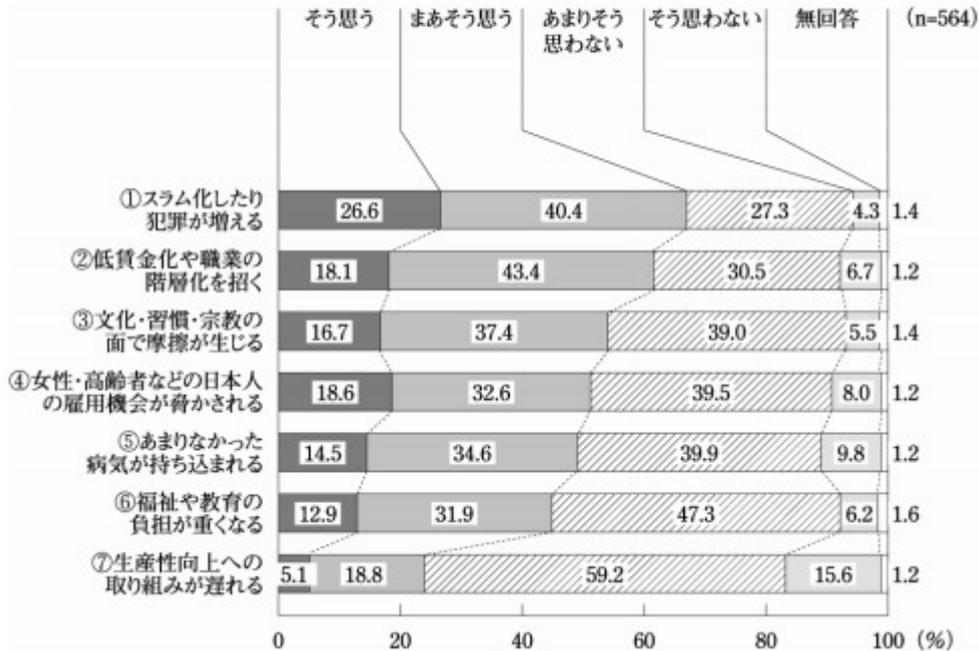


図 1 2

出典：外国人に関する意識調査 第一生命

図 1 3

Q. 外国人労働者に関する7つの否定的意見についてどう思うか？



出典：外国人に関する意識調査 第一生命

住民の十人に一人が外国人とも言われている新宿区で、外国人と日本人両方の意識調査が行われている。そこで、外国人が増加すると心配に思うことに対する答えは図14のとおり、その中犯罪への懸念以外、注目したいのは、三番目の「外国人が増えること自体、なんとなく不安に思う」という項目で、三分の一の日本人は外国人に対して原因を明言できない不安を抱いていることが分かる。

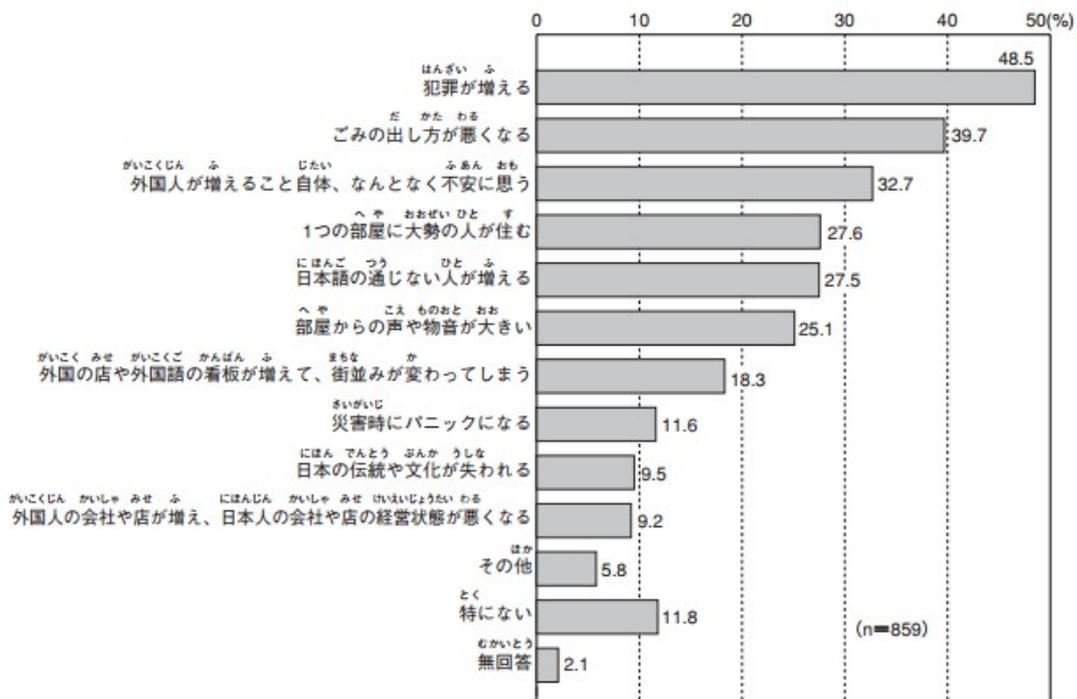


図14

「ヘイトスピーチと外国人に関する有権者の意識」では日本籍の市民を対象とした調査データからヘイトスピーチ問題がどのように認識されているかについて論じられている。初めてヘイトスピーチを聞いたときの気持ちを尋ねたところ、「反感を感じた」71.9%、「驚いた」61.1%、「恐怖を感じた」49.7%など、総じて否定的評価が大勢を占めている。その一方で、同じ設問で8.3%がヘイトスピーチに「共感した」と回答している。日本の総人口から単純計算すれば1千万人以上がヘイトスピーチによる差別扇動に共感したということになる。さらに同設問では1.7%が「街頭で一緒にヘイトスピーチをとなえたい」とまで回答している。これも単純計算すれば200万人を超える。1.7%は割合としては小さな数値に見えるかもしれないが、例えば在日コリアンにとってはその人口を遥かに超える実数であり、無視してよいほどの数字ではない。

よって、多くの在日外国人は心の壁、つまり差別偏見そして排他的感情によって、日本人と平等なコミュニケーションを成りたてない状態にある。

3-3 原因分析 制度の壁

在留資格

このような、心の壁を反映しているように、日本で在日外国人に関しての制度も厳しく、入管法で、外国人が日本で合法的に滞在するため在留資格が必要とされている。日本へ入国する目的別と職種別で、27種類に分けている。在留資格の分類は以下のように。

1-1 就労が認められている在留資格

在留資格	入国を認められる外国人	在留期間
外 交	1) 外交官及び領事官並びにこれらの者と同一の世帯に属する家族 2) 条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権・免除が規定されている者（例えば、外国の元首、閣僚や議会議長、国際連合事務総長、国際連合の専門機関の事務局長等）及びこれらの者と同一の世帯に属する家族	外交活動を行う期間
公 用	外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又は在日外国公館の職員及びこれらの者と同一の世帯に属する家族	公用活動を行う期間
教 授	大学若しくは大学に準ずる機関又は高等専門学校において教授、助教授、3年又は1年	

助手等として迎えらるる外国人

芸 術	作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、写真家その他の収入を伴う芸術上の活動を行おうとする芸術家	3年又は1年
宗 教	外国にある宗教団体から日本に派遣されて布教その他の宗教上の活動を行おうとする宗教家	3年又は1年
報 道	外国の新聞社、通信社、放送局、ニュース映画会社その他の報道機関との契約に基づいて日本で取材その他の報道上の活動を行おうとするジャーナリスト 具体的には、新聞記者、雑誌記者、ルポライター、編集長、編集者、報道カメラマン、テレビやラジオのアナウンサーなどで、いわゆるフリーランサーも含まれる	3年又は1年
投資・経営	投資・経営を行い、又はその事業の管理業務に従事しようとする外国人で、事業の規模、待遇面や経歴についての一定の要件を満たすもの	3年又は1年
法律・会計業務	法律・会計関係の職業のうち、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士としての日本の法律上の資格を有する外国人	3年又は1年
医 療	医療関係の職業のうち、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦、看護師、准看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士としての日本の法律上の資格を有する外国人で、待遇等についての一定の要件を満たすもの	3年又は1年
研 究	国又は地方公共団体の機関や特殊法人等との契約に基づいて試験、調査、研究等を行う業務に従事しようとする外国人及びこれら以外の機関との契約に基づいて試験、調査、研究等を行おうとする外国人で、経歴や待遇面についての一定の要件を満たすもの	3年又は1年

教 育	<p>小・中・高等学校、専修学校及び各種学校等において教育をする活動に従事しようとする外国人</p> <p>小・中・高等学校等で日本の法律上の教員免許を有して教員の職に就こうとする者に限らず、外国語学校において外国語教育に従事しようとする者などで一定の要件を満たすものも含まれる</p>	3年又は1年
技 術	<p>理学、工学等いわゆる自然科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする外国人で、経歴や待遇面についての一定の要件を満たすもの</p>	3年又は1年
人文知識・国際業務	<p>1) 法律学、経済学等いわゆる人文科学の分野に属する知識を要する業務に従事しようとする外国人で、経歴や待遇面についての一定の要件を満たすもの</p> <p>2) 外国人特有の文化的知識や感性を生かして活躍する通訳、翻訳、コピーライター、ファッション・デザイナー、インテリア・デザイナー又は販売業務、海外業務、情報処理、国際金融、設計若しくは広報・宣伝等の業務に従事しようとする外国人で、経歴や待遇面についての一定の要件を満たすもの</p>	3年又は1年
企業内転勤	<p>外国にある日本企業の子会社、支店等からその企業の日本国内の本店等に転勤し、又は外国にある本店から日本国内にある支店等に転勤して、技術の在留資格又は人文知識・国際業務の在留資格に該当する活動を行おうとする外国人で、経歴や待遇面についての一定の要件を満たすもの</p>	3年又は1年
興 行	<p>1) 演劇、演芸、歌謡、舞踊、演奏、スポーツ等の興行関係の活動を行おうとする外国人で、経歴、待遇面及び興行形態についての一定の要件を満たすもの</p> <p>2) テレビ番組や映画の製作、モデルの写真撮影等の芸能活動を行おうとする外国人で、待遇面についての一定の要件を満たすもの</p>	1年、6月又は3月
技 能	<p>我が国の産業上の特殊な分野に属する熟練した技能（外国料理の調理、外国食品の製造、外国特有の建築又は土木及び宝石・貴金属又は毛皮の加工等に係る技能等）を要する業務に従事しようとする外国人で、経歴や待遇面についての一定の要件を満たすもの</p>	3年又は1年

1 - 2 就労が認められない在留資格

在留資格	入国を認められる外国人	在留期間
文化活動	日本国内で収入を得ることなく学術上又は芸術上の活動を行おうとする外国人及び日本特有の文化又は技芸（例えば、生け花、茶道、柔道など）について専門的な研究を行い、又は専門家の個人指導等を受けて学ぼうとする外国人	1年又は6月
短期滞在	日本に短期間滞在して、観光、保養、スポーツ、親族・友人・知人の訪問、病気見舞い、冠婚葬祭出席、競技会やコンテスト等へのアマチュアとしての参加、市場調査、業務連絡、商談、契約調印、輸入機械のアフターサービス等の商用、工場や見本市等の見学・視察、講習会や説明会等への参加、学術上の調査や研究発表、宗教的巡礼や参詣、姉妹都市や姉妹学校等への親善訪問などの活動を行おうとする外国人	90日又は15日
留学	<p>大学等の高等教育機関で教育を受けようとする外国人で、生活費用の支弁能力等についての一定の要件を満たすもの</p> <p>一定の授業時間数を満たす聴講生及び研究生として教育を受けようとする者並びに日本語能力等の要件を満たして専修学校の専門課程において教育を受けようとする者も含まれる</p>	2年又は1年
就学	高等学校において教育を受けようとする外国人又は各種学校等において日本語その他の教育を受けようとする外国人で、生活費用の支弁能力等についての一定の要件を満たすもの	1年又は6月
研修	技術、技能又は知識の習得をする活動（産業上の技術・技能の研修のみならず、地方自治体等での行政研修や知識を習得するための事務研修も含まれる）を行おうとする外国人で、研修実施体制等についての一定の要件を満たす研修受入先において、同一の作業の反復のみによって修得できるものではない技術等を修得しようとするもの	1年又は6月

家族滞在	上記の在留資格のうち「教授」から「文化活動」及び「留学」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子	3年、2年、1年、 6月又は3月
------	---	---------------------

1 - 3 就労が認められるかどうか個々の許可内容によるもの

在留資格	入国を認められる外国人	在留期間
特定活動	外交官・領事官等に私的に雇用される家事使用人として入国しようとする外国人、ワーキング・ホリデー制度（注）により入国しようとする外国人、企業等に雇用されてアマチュアスポーツの選手として活動しようとする外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子、国際仲裁代理を行う外国弁護士、インターンシップの活動を行う大学生等、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	1. 3年、1年 又は6月 2. 1年以内で 法務大臣に 指定された 期間

2 活動に制限のない在留資格

在留資格	入国を認められる外国人	在留期間
永住者	永住許可を受けている者（新規の入国はない）	無制限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、日本人の子として出生した者及び日本人の特別養子（民法第817条の2の規定によるもの）	3年又は1年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者の配偶者又は永住者等の子として本邦で出	3年又は1年

生しその後引き続き本邦に在留している者

定住者	いわゆる難民条約に該当する難民、定住インドシナ難民、日系2世・3世等の配偶者、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	1. 3年又は1年 2. 3年以内で法務大臣に指定された期間
-----	--	-----------------------------------

出典：法務省

在日外国人の日本での滞在期間、就労就学などの活動は以上分類によって制限されている。

滞在期間に関しては、永住者を除き、在留期間は三年以下制限され、期間が過ぎると、煩雑な更新手続きが必要とされている。その中、技能実習生と研修生などの分類では一度のみの延長だけが認められ、且つ同じ業務での再入国も認められない。品川で行ったFWでの聞き込みで、実際与えられた延長期間は1年や2年のが圧倒的に多く、三年の延長期間をもらえる在日外国人はごく少数であることを判明した。

活動範囲も在留資格によって制限され、就労する際には規定されている範囲の中の職種に就くことしか許されていない。転職や昇進によって、仕事の内容が変化し、14日以内で入国管理局に書類を提出必要がある。その際、在留資格の変更を認めないことも少なくない、そのため昇進や転職を断念した在日外国人労働者が大勢いる。

そして、ボランティア、アルバイトなど様々な社会活動への参加も制限され。参加するためには資格外活動許可を取る必要がある。しかし、実際、資格外活動許可制度の運用は留学生のアルバイトの許可と化し、完全に機能しているとは言えない。

平成24年、日本総合研究で行ったアンケートの中、在日外国人労働者が在留資格制度についての不満に関する個人アンケートの結果は図15で示している。

設問：現行の在留資格制度について、あなたが不満に思っていることはなんですか。
 主なものを3つまで選んで下さい。

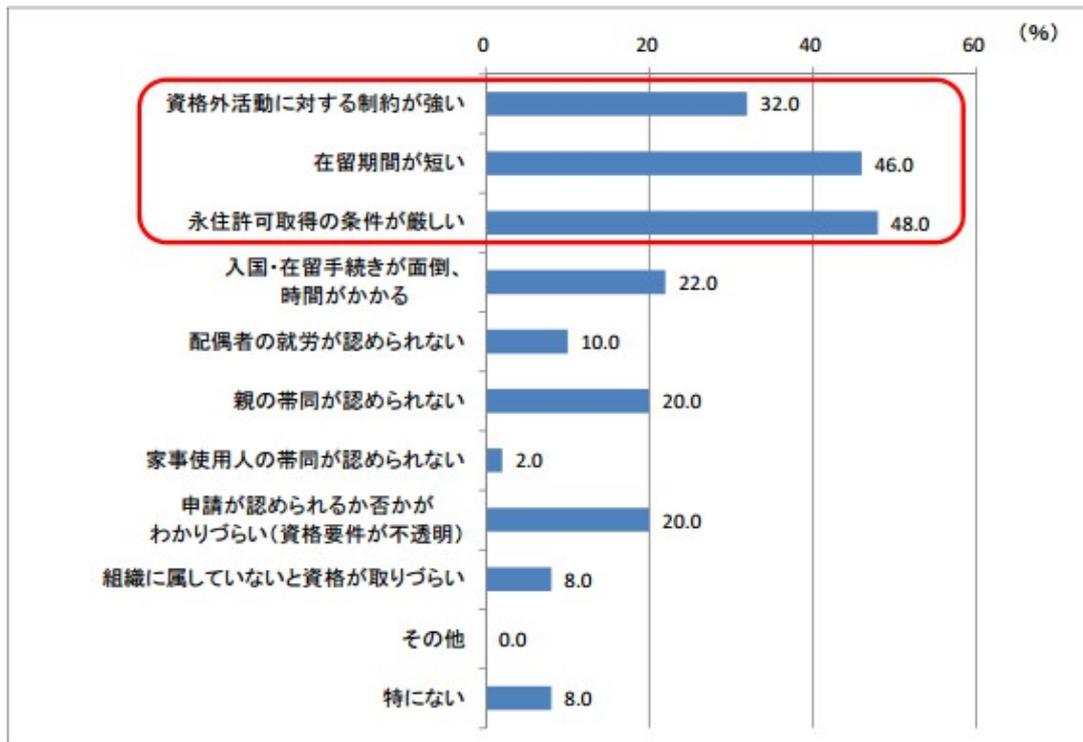


図 1 5

永住許可取得条件が厳しい、在留期間が短い、資格外活動に対する制約が強い、という三つの項目を選ぶ人が多く、現行の在留制度においての制限が厳しいであることを示唆する（永住資格を取得することは在留期間と職業選択の制限がなくなることを意味する、実質的な移民として扱われているが、制度上には外国人とされている）。

このように、在日外国人が日本での滞在期間と社会的活動範囲が制限され、転職と昇進も日本人より難しい状況に陥り、目標としての選択肢が減り、自己実現しにくい環境とも言える。

権利格差

在日外国人の人権も、入管法の在留制度によって作られた“壁”と“格差”によって制約されている

図 1 6 は日本と在日外国人の人権格差を視覚化するための外国人人権ピラミッドである。

図 16



出典：Migration Policy Review 2011 人権政策としての移民政策
日本における外国人の人権を巡る「壁」と「格差」再考

ここでは、ピラミッドの上位に行くほど人権が厚く保障されているのに対し、下位に行けば行くほど人権保障は希薄となり、人権侵害に対する救済手段も脆弱となるという階層を示している。図 16 で、示しているように、この階層間にはそれぞれ“壁”が存在している。日本人と外国人の間には“壁 I”がまず存在し、さらに外国人相互の間にも“壁 II a”～“壁 II i”が存在する。そして、壁 I によって仕切られた日本人と外国人との間では、人権享有主体性や具体的人権保障の面で大きな格差が存在する。これに対して、外国人相互間ではどうかといえ、壁 II a～壁 II i によって示しているとおり、そこでもまた在留資格の有無やその種別等によって細かな地位の差異も存在し（詳細は 3-3 の在留資格の 1 と 2 の分類に参照）、それがまた具体的な人権保障に関する格差として現れていると考えられるのである。

当然、日本国籍を有しない外国人には日本国民が享有する全ての権利を保障するわけには行かない、参政権、公務就任権などの権力格差には合理性がある。

保護の欠如

外国人の権利に関しては、国際法上の一般規則はないとされている。各国は憲法と国内法を基づいて、外国人の権利と自由を定めている。しかし、人権保護の普遍性を原則として、各国は「国際人権規約」に調印した、日本も 1979 年で調印した。国際人権規約は経済的社会的文化的権利に関する国際規約（A 規約）と市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）に構成され、内外人平等を原則とされている。この原則を実現する為、各国は外国人の人権保障を国内法で具現化している。

ドイツでは、基本法（ドイツ連邦共和国基本法、憲法に相当する）の条文の文言上、すべての人に対する保障を規定している場合と、ドイツ人に対する保障を規定している場合がある。前者に該当するものは、人格の自由な発展の権利、平等、表現の自由などである。例えば、基本法第 3 条第 1 項は、「すべて人間は、法律の前に平等である」と規定する。

フランスでは、第 5 共和国憲法の第 88 条の 3 では、欧州連合市民の地方参政権に関して定めている。外国人の憲法上の地位に関し、入国、滞在に関する絶対的な権利は有しないとする一方で、一般的には、外国人による人権の享有を肯定している。

スウェーデンの統治法典（憲法に相当する）は、外国人の権利に関し、差別の禁止等を規定している。その他、職業に関する権利なども列挙している。

しかし、日本においては、日本国憲法第三章に「国民の権利及び義務」を定めて

いるが、外国人の権利には言及せず。日本国憲法で定められた基本的人権の保障は外国人に及ぶかどうかについては、肯定説も否定説も存在している。

だが、所謂マクリーン事件における最高裁判決（1978年10月4日）で「外国人に対する憲法の基本的人権保障は在留制度の枠内で与えられているにすぎない」との文言が今までの在日外国人人権の解釈に多大な影響力を持っている。

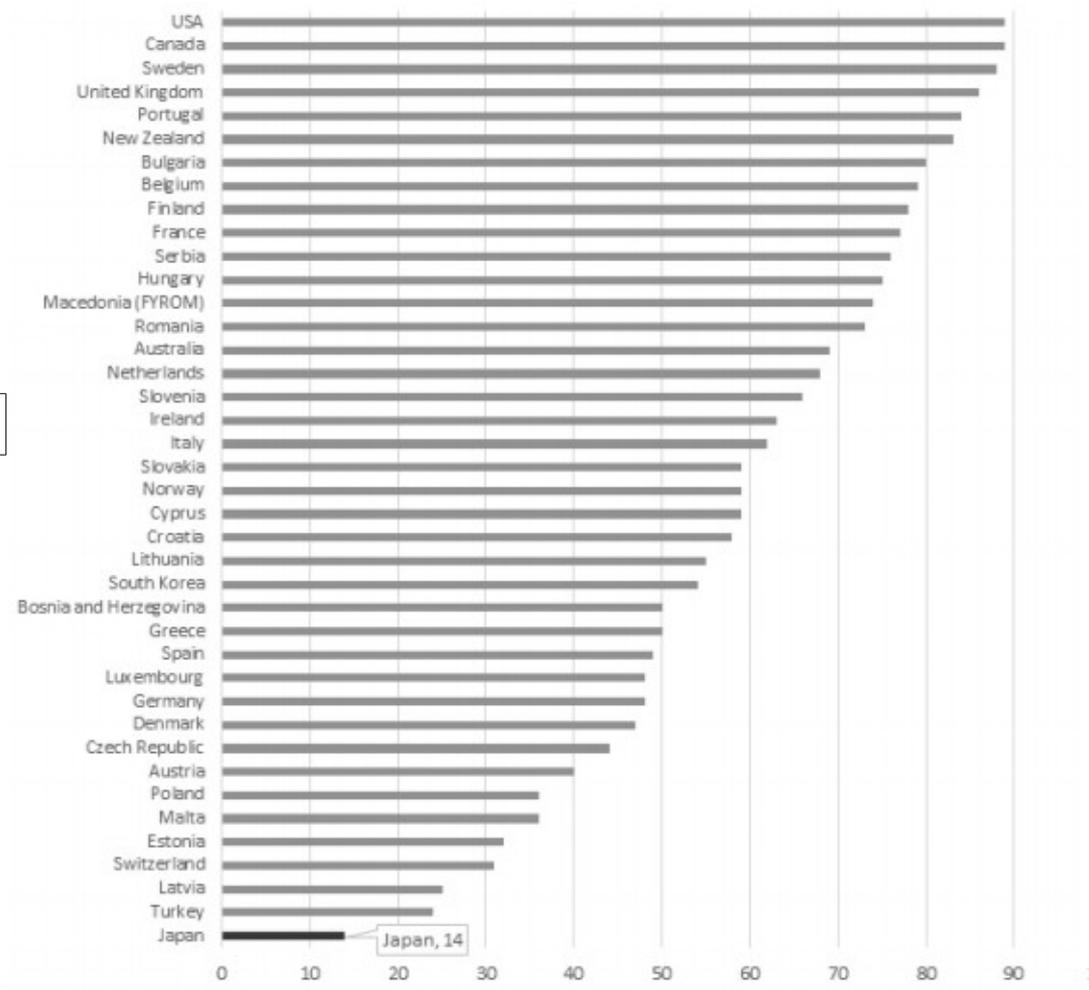


図 1 7

図 1 7 は「移民統合政策指数 (MIPEX) 」という国際比較調査 (2010 年度版) で各国の外国人への差別撤廃及び人権保護のための法整備を数値化したランキングである。日本は圧倒的な最下位となっている。

故に、現在日本の国内法は外国人を管理するだけで、外国人の人権を守るための法律はほぼ空白とも言える。2-3 で言及したように、労働基準法は技能実習生や研修生に届かない現状があり、ヘイトスピーチ規制法も強制力がなく。外国人への人権侵害と格差を是正するため、国内法の整備が必要と考える。

日本国民は「マイグランツ」や「移民」などの言葉に非常に敏感であり、それを裏付けるように、政府は外国人受け入れを検討する際慎重にこれらの言葉を避け続けている。2014 年産業競争会議で、安倍首相は「外国人材活用」を言及する際、敢えて、「移民政策と誤解されないように…」と明言した。

このように、労働力としては受け入れるが、長期滞在や移民は認めないという政府の姿勢のもとに、単純に不足している労働力の穴埋めとして活用された。このようなローテーション式な外国人招致政策のもとで、外国人たちは日本での継続的な努力も認めず、使い捨ての存在となった。

そして、現在日本の国内法は外国人を管理するだけで、外国人の人権を守るための法律はほぼ空白とも言える。2-3で言及したように、労働基準法は技能実習生や研修生に届かない現状があり、ヘイトスピーチ規制法も強制力がなく。外国人への人権侵害と格差を是正するため、国内法の整備が必要と考える。

4 政策

4-1 法整備

まず、制度の壁を取り除くことが先決である。社会認識でも言及するように、人口大移動時代においては、人権を国籍で区別するのは合理性を欠けている。そして、人権を保障するためには国家が行動するのが最も効率的と考える。日本が「国際人権規約」に調印した上、その国際公約に従い、国内法で外国人権を守る法律を作るのは公約の履行である。

そこで、現存する外国人を管理するための制度の緩和が必要である。在留資格の種類の変更を容易化し、現在1年から3年まで滞在期間と延長期間に5年と言う新しい基準を加える。在日外国人の日本における就職、転職、昇進を妨げる制度的要素を取り除くことを図る。

更に、行政が外国人の権益を守るため、現在空白である外国人権保護法を確立する。つまり、国際人権規約に基づいて、外国人の経済的社会的市民的権利に関して、参政権など性質上日本人のみを対象とする権利を除き、日本人と同じ基本的人権を保障することを、法律で明記する。この政策によって、日本人を対象として想定された法律では、外国人に届きにくい部分を補い、彼らの権益を制度上で守る。

憲法に関しては、憲法解釈は最高裁判所によるものだが、立法裁量は国会によるもので、実現は十分可能だと思う。

4-2 法律実行者機関の設立

そして、この法律の効力を発揮するため、第二の政策を提案する。

それは、外国人の労働組合を成立し、全国に広めることです。これは、外国人労働者への人権侵害を取り締まることを目的とする。相談、避難の機能を備え、外国人権保護法と労働基準法を行動原則とする。現存する労働組合や人権団体と連携し、外国人に対する人権侵害を発見した場合、団体交渉とストライキの権限を行使出来るようにします。外国人労働者にも、労働三権が認められ、有志者二人以上いれば特別な手続きなしで、自由に結成できる。

そして、法務省の入国管理局のもとに、外国人への救援を目的とされる在日外国人救援機構の設立する。現在の入国管理局は外国人の在留資格を管理するだけの機能を持つ、外国人が人権侵害に纏わるの相談、避難を備える。更に、受動的に保護策を行使するだけでなく、能動的に外国人権侵害の申し立てがある企業と団体に対して、調査を行う権力を与える。その調査結果によって、外国人権保護法に基づき、準司法的手続で司法送検を行う。

4-3 日本語教育の充実

加えて、3つ目の政策で、国家の支援による、段階的に日本語学校の増設と学費削減を推進する。そして、オンデマンドや夜間学校など、外国人労働者のニーズにも柔軟に対応できる日本語教育システムを作り上げる。

一橋大学の研究によると、在日外国人労働者は言語力が高いほど、仕事の安定性がつき、不法解雇や賃金の不払いなどの不利益を感じる傾向がある。つまり、言語力は外国人労働者にとって自身の権益を守るため必要不可欠と言

える。

言語学校は言語以外にも、文化、慣習、法律と制度の運用など教える市民教育を加える。在日外国人労働者が通えるようになることで、第一と第二の政策の外国人人権保護法と外国人労働組合と外国人人権救済機構の存在を知ることができ、積極的な運用を促すことを目指す。

そこで、在日外国人は日本人とコミュニケーションする手段である日本語を得ることができ、日本人と分かり合うことも可能となる。実際に、愛知県豊田市では日本人ボランティアを活用することで、より実践的な日本語指導を行い、外国人とのコミュニケーションを促すことを目指している。その後のアンケート調査に「異文化の人とも住みやすい」と答える日本人住民が導入当初は10%だったに対し、2015年には60%にまで増えていた。

つまり言語の溝を埋めることによって、日本人と外国人がわかりあえる可能性が生まれる。

4-4 意識喚起

このような状況に対し、以上3つの政策の実行によって、日本の外国人人権に対しての意識を喚起を図る。ドイツは、戦後、経済復興と発展のため、多数の外国人労働者を受け入れ、人道的な難民の受け入れも熱心で、外国人人口は総人口の8.5%まで上がった。だが、従来の日本と同様、血統主義と単一民族へのこだわりが遍在し、重国籍も認めず、帰化も簡単ではなく、ドイツ人と外国人の区別意識が強かった。外国人が多数いる、定住者も半分に達したにもかかわらず、政府は「ドイツは移民国家ではない」という一貫の立場を崩せなかった。しかし、1999年、当時のゲルハルト・シュレーダー政権は、従来の姿勢を改め、国籍法の廃止と外国人人権の国内法の保護など一連の政策を実施した。これらの政策によって、ドイツは、大いなる意識変革を遂げ、現在の外国人とドイツ人が共生する国家に変貌した。

日本も制度の変革によって、多様性を重視した、外国人と共生出来る社会にすることが出来るであろう。

参考文献

ルポ 差別と貧困の外国人労働者 安田浩一

外国人労働者受け入れを問う 宮島僑 鈴木江里子

外国人労働者新時代 井口泰

在日外国人 法の壁 心の溝 田中宏

在日朝鮮人 歴史と現在 水野直樹

British immigration policy since 1939, the making multi-racial Britain

The new migration in Europe: Social constructions and social realities

Immigration detention: The migration of a policy and its human impact

「外国人技能自習制度」のあらまし 公益財団法人国際研修協力機構

海外における在住外国人の言語学習制度

http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_272/04_sp.pdf

平成24年度産業経済研究委託事業 「高度外国人材の受入れニーズ」の受入れニーズ等に関する調査」日本総合研究所

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003127.pdf

グローバル化に対応するための人材の確保

<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je11/pdf/p03023.pdf>

外国人就労者生活実態調査結果 ブラジル人就業研究会

<http://pweb.sophia.ac.jp/cmita/NRC091106.pdf>

外国人労働者の雇用実態と就業・生活支援に関する調査 JILPT

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2009/documents/061.pdf>

-全国の20～69歳の男女598名に聞いた- 外国人労働者に関する意識調査
第一生命保険相互会社

<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/news/news0202.pdf>

【報道資料】日本で働く外国人の不安「日本ではキャリアアップできない!？」

<http://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000017180.html>

平成27年度日本語教育機関実態調査 一般財団法人日本語教育振興協会

<http://www.nisshinkyō.org/article/pdf/overview05.pdf>

高度人材受入れの経済的効果及び外国人の社会生活環境に関する調査 日本総合研

研究所

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001295.pdf

The Wages and Language Skills of U.S. Immigrants

<http://www.nber.org/papers/w5763>

English Language Proficiency and Wage Rates of Mexican Immigrants

Jeremy Sandford Illinois Wesleyan University

<http://digitalcommons.iwu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1038&context=uauje>

在日外国人と生活保護 瀧川裕英

<http://www2.rikkyo.ac.jp/web/taki/contents/2013/20130513.pdf>

憲法と外国人 那須 俊貴

<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/document/2008/20080113.pdf>

日本国内の人種差別実態に関する調査報告書 人種差別実態調査研究会

<https://gjinken.files.wordpress.com/2016/04/report160419.pdf>

東京における外国人の人権調査

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2014/04/60o48124.htm>

日本における外国人の人権を巡る「壁」と「格差」再考 関 聡介

http://iminseisaku.org/top/pdf/journal/003/003_023.pdf

外国人労働者政策における「日本モデル」から「韓国モデル」への転換 佐野孝治

<http://ir.lib.fukushima-u.ac.jp/dspace/bitstream/10270/3496/1/18-145.pdf>

日本における外国人労働者の差別と人権 丹羽雅雄

日本の外国人労働者政策に対する圧力 細木一十稔ラルフ

<http://www.kiss.c.u-tokyo.ac.jp/eng/docs/kss/vol18/vol1807hosoki.pdf>

移民への警戒感の高まり-人種差別に関する報告書を政府が発表

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2014_5/france_01.html

図録 主要国の移民人口比率推移

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1171.html>

図録 外国人数の推移(国籍別)

<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/1180.html>

International Migration: The human face of globalization

<http://www.oecd.org/insights/43568670.pdf>

移民人口、生産年齢人口の約10%に-失業率は非移民の2倍、政府が報告書

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_2/france_01.html

外国人労働者問題の現状 小川 誠

<http://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2004/10/pdf/004-015.pdf>

外国人失業率 10%、外国籍母子家庭失業率はさらに高く

<http://ikitanaka.hatenablog.com/entry/2015/09/28/132535>

外国人技能実習生制度の現状と法的課題 大重史郎

<http://www.cgu.ac.jp/Portals/0/12-library/kiyou/h29-2-14.pdf>

高度外国人材誘致を巡る三つの現実 岩崎薫里 日本総研

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/8278.pdf>

我が国の人材力強化に向けた外国人材の活用について 宮下 裕美

Mizuho Industry Focus

http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/bizinfo/industry/sangyou/pdf/mif_164.pdf

「新宿区多文化共生実態調査」要約版

https://www.city.shinjuku.lg.jp/foreign/japanese/pdf/other/08scmlss_j.pdf

とよた日本語学習支援システム構築の成果と課題

<http://ieec.iee.nagoya-u.ac.jp/ja/about/pub->

[pdf/J_of_ECIS/Vol_10/%E3%81%A8%E3%82%88%E3%81%9F](http://ieec.iee.nagoya-u.ac.jp/ja/about/pub-pdf/J_of_ECIS/Vol_10/%E3%81%A8%E3%82%88%E3%81%9F)

[/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E5%AD%A6%E7%BF](http://ieec.iee.nagoya-u.ac.jp/ja/about/pub-pdf/J_of_ECIS/Vol_10/%E3%81%A8%E3%82%88%E3%81%9F)

[/%92%E6%94%AF%E6%8F](http://ieec.iee.nagoya-u.ac.jp/ja/about/pub-pdf/J_of_ECIS/Vol_10/%E3%81%A8%E3%82%88%E3%81%9F)

[/%B4%E3%82%B7%E3%82%B9%E3%83%86%E3%83%A0%E6%A7%8B%E7%AF](http://ieec.iee.nagoya-u.ac.jp/ja/about/pub-pdf/J_of_ECIS/Vol_10/%E3%81%A8%E3%82%88%E3%81%9F)

[/%89%E3%81%AE%E6%88%90%E6%9E%9C%E3%81%A8%E8%AA](http://ieec.iee.nagoya-u.ac.jp/ja/about/pub-pdf/J_of_ECIS/Vol_10/%E3%81%A8%E3%82%88%E3%81%9F)

[/%B2%E9%A1%8C.pdf](http://ieec.iee.nagoya-u.ac.jp/ja/about/pub-pdf/J_of_ECIS/Vol_10/%E3%81%A8%E3%82%88%E3%81%9F)

ヘイトスピーチによる被害実態調査と人間の尊厳の保障

http://www.ryukoku.ac.jp/shukyo/committee/pdf/2015_01.pdf

<http://www.mipex.eu/>